

簡素で一元的な権利処理方策の実現

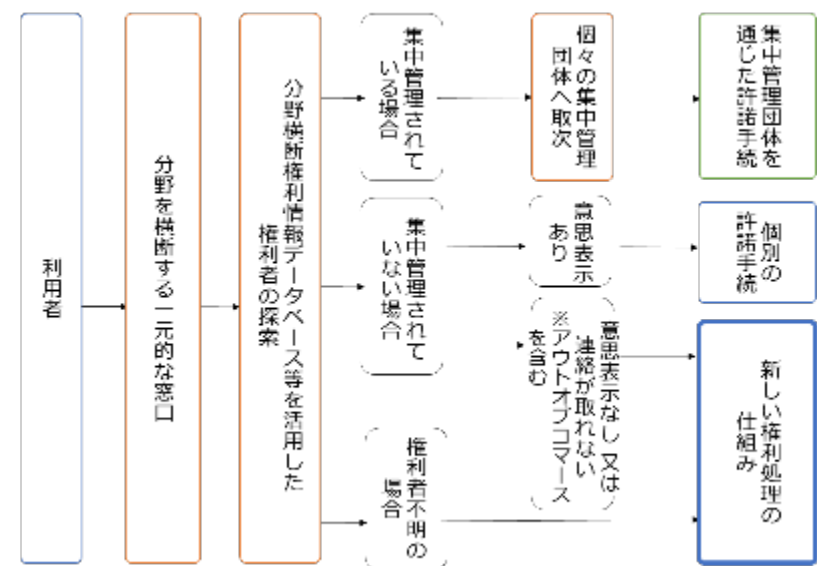
- ✓ 令和3年7月に文部科学大臣より「デジタルトランスフォーメーション（DX）時代に対応した著作権制度・政策の在り方について」諮問。令和3年12月文化審議会著作権分科会中間まとめにおいてとりまとめられた内容を踏まえ、法制的課題について引き続き文化審議会において議論を行うとともに、環境整備について検討している。

- 著作権者などの探索を行うため、著作物等の種類や分野を横断する**一元的な窓口を創設**し、**分野横断権利情報データベース**等を構築
- 著作権者不明の場合、意思表示等がされておらず連絡がとれない場合などの著作物等について、**新しい権利処理の仕組みを創設**

意義・効果

- ・ 著作権者等の探索に係るコストが最小化
- ・ 意思表示がなかったり連絡がとれなかったりする場合の権利処理が容易になる
- ・ 著作物等を利用する際に相談できる窓口の存在により、適法な利用と著作権の普及・啓発を促進

分野を横断する一元的な窓口組織を活用した新しい権利処理イメージ



※ この仕組みによらず、従前の通り利用者が直接権利者に許諾を得て利用することは可能。

新しい権利処理の仕組みの例

- ① いわゆる「拡大集中許諾制度」のように、窓口組織又は特定の管理事業者が許諾に相当する効果を与える
- ② 窓口組織への申請や十分な使用料相当額の支払いをもって利用又は暫定利用を可能とする
- ③ 窓口組織が著作権者等不明著作物に係る文化庁長官への裁定申請手続を代行する

文化芸術の振興を通じた地域の活力増進に向けた取組について
